

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則	ページ
○秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
(四・教育庁総務課)	1
○教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則	1
(五・教育庁総務課)	1
○秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	1
(六・高校教育課)	1
教育委員会訓令	
○秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令	1
(二・教育庁総務課)	1
議会規則	
○秋田県議会議規則の一部を改正する規則	1
(一・議事課)	1
○秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程	2
(一・政務調査課)	2

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「施設整備室」の下に「及び総務事務センター準備室」を加える。

第四条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 総務事務センターの開設に関すること。

3 総務課総務事務センター準備室は、第一項第三十号に掲げる事務を分掌する。

第二十七条第二項から第四項までを削る。

第三十条第一項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「の第二号から第六号まで」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第五号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同項第二号中「十一月一日」を「十月一日」に改める。

第四十六条の二中「館長」を「埋蔵文化財センターの長」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

(副校長)

第十二条の三 学校に、副校長を置くことができる。

2 副校長は、当該学校の教頭のうちから秋田県教育委員会が任命する。

3 副校長は、校長を補佐し、校長の命を受けて校務の一部を掌理する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第二号

庁中一般 各地方機関 各教育機関
秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 根岸 均

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程を廃止する訓令

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程(昭和六十一年秋田県教育委員会訓令甲第二号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

議 会 規 則

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県議会議規則第一号

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則(昭和三十三年秋田県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「午前十時」を「午前九時」に、「繰り上げ」を「繰り上げ、」に改め、同条第二項中「繰り上げ」を「繰り上げ」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

議 会 告 示

秋田県議会告示第一号

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成二十年三月三十一日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

秋田県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年秋田県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「三十一日」を「六十日」に改める。

別表第一及び別表第二中「藤沢晴の上野寛」を「藤沢晴上寛」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県政務調査費の交付に関する規程第九条第一項の規定は、この規程の施行の日以後に交付の決定が行われる政務調査費について適用し、同日前に交付の決定が行われる政務調査費については、なお従前の例による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ns.co.jp

印 刷 者

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄